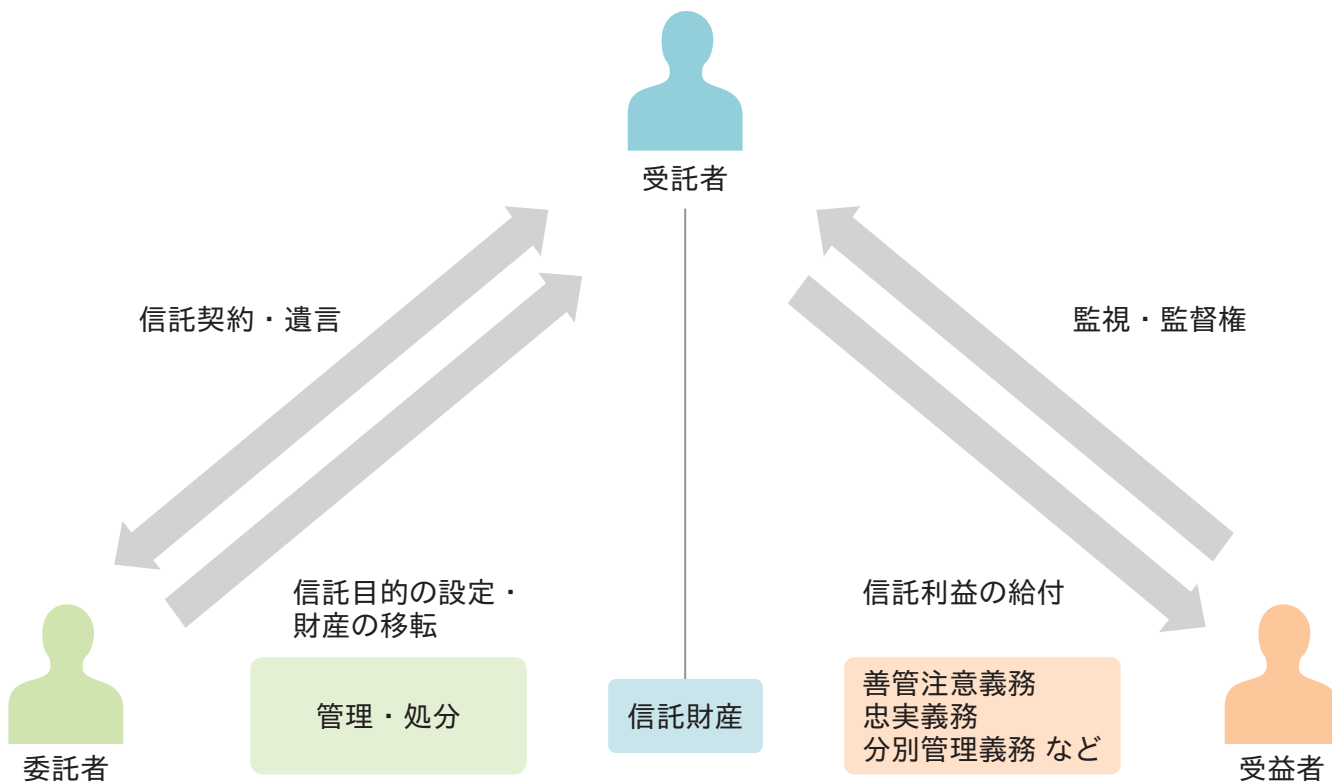


信託とは

信託は信託法で規定された財産管理の仕組みです。

財産を有する人（委託者）が信頼できる人（受託者）に財産を託し、受託者は信託目的に従って受益者のためにその財産の管理・処分を行います。

法の規定により受託者の行為は規律され、信託財産は受益者のためにいわば独立して管理されます。財産管理に関する受託者の専門性への期待などもあり、信託の利用は拡大しています。



信託の黎明と挑戦

1923年に信託法と信託業法が施行されると、1924年には三井信託株式会社が創業し、1925年には住友信託株式会社が創業しました。

黎明期の信託会社の主力商品は金銭信託でした。三井信託は創業時より金銭信託の受託を開始し、銀行の定期預金よりも高い収益配当率を示して受託額は順調に増加しました。当時は、財閥を背景とする信用強固な信託会社が、安全かつ有利な利殖の道を拓いたと受けとめられたようです。金銭信託の利用はその後、学校や保険会社等にも広がり、信託された資金は電気や鉄道を中心とした産業に向けられて、日本の発展を支えました。

また、住友信託は1931年から1933年にかけて、兵庫県西宮市の丘陵地帯を開発し分譲しました。信用

のある信託会社が良質な土地を大規模に分譲することは、当時歓迎されたようで、不動産に強みを有する信託銀行のDNAはこの頃から現代に通じています。

このように、信託の黎明期は、社会課題解決への挑戦の幕開けでもありました。この後、信託会社・信託銀行はさまざまな分野で挑戦を重ね、新たな道を切り拓いていったのです。



金銭信託パンフレット